

足立区教育委員会会議録

平成29年3月31日

第2回足立区教育委員会臨時会

午後3時開会

○教育長 ただいまから、本年第2回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

――――――――――――――――――――――――――――――――
○教育長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。本日の会議録署名に小川委員、葉養委員をご指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

――――――――――――――――――――――――――――――
○教育長 初めに日程第1、第19号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第1、第19号議案 足立区教育委員会プロポーザル選定委員会規則。

以上。

○教育長 第19号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の3ページ、第19号議案説明資料をご覧願います。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

足立区プロポーザル選定委員会条例の規定に基づきまして、教育委員会の付属機関として設置しております足立区教育委員会プロポーザル選定委員会の組織と運営に関する事項につきまして規定を整備する規則を制定する必要がございます。該当する委員会は、学校経理課所管の学校管理業務委託事業者選考委員会、学力定着推進課所管の学力向上対策事業委託事業者選考委員会などでございます。

規則の主な内容でございますが、委員は学識経験者が4人以内、区民が3人以内、区職員が3人以内とし、教育委員会が委嘱任命いたします。委員会の庶務は事業者候補者の選定を行う業務を所管する部において処理いたします。

施行日は、4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第19号議案について、ご意見・ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第19号議案 足立区教育委員会プロポーザル選定委員会規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第2、第20号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第20号議案 足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第20号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料6ページをお開きいただきたいと思います。

件名・所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

このたびは、こども未来創造館の関連事務が子ども家庭部青少年課から地域のちから推進部地域文化課へ移管されることに伴いまして、規則を改正するものでございます。

具体的な内容でございますが、1つといたしまして、「(社会教育委員に関する除く。)」という規定を「社会教育委員に関すること。」に改めまして、「補助執行の対象とする事務の属性を広く例示する趣旨の概括的な記載」と改めさせていただくものが1点でございます。

2点目といたしまして、「文化財の保護」に関する規定、「文化」に関することにつきましては、区長が管理し、及び執行するものとされているということで、この文言との

整合性を図る意味で補助執行の対象とする事務を文化財「の保護」に関すること、と明記をするものでございます。3点目が、教育機関について、地方教育行政法第31条第2項の規程に基づきまして、生涯学習センター、それから地域学習センター、こども未来創造館の規程を追加するという内容でございます。

新旧対照表につきましては、7ページにございます。施行年月日につきましては、平成29年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第20号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何かご意見ありますか。

○葉養委員 ちょっといいですか。

○教育長 どうぞ。葉養委員。

○葉養委員 文化財の保護に関することという、この改正案についてなのですから、文化財関係は保護だけではなくて、啓蒙とか文化財を学習素材に使ったりとか、かなりいろいろなことがありますよね。図書館の業務との関係もあるのですけれども、文化財に関する現行の規程の方が、保護だけに特定するよりもベターな感じがするのですけれど、そこは大丈夫なのでしょうか。狭めることにならないかどうか。

○教育政策課長 今回の規則、新旧対照表のは、大枠のところで規則改正をさせていただいている。これとは別に、各所管、地域文化課、青少年課、それからもとになります教育政策課のほうで、詳細の細目については、文章を取り交わすということになってございます。今、葉養委員がおっしゃっていただいたような文化財の保護、調査、研究、周知及び事業に関する事、そういうこともきちんと明記させていただいております。

○教育長 よろしいですか。

ほかにいかがですか。

よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより20号議案、足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部

を改正する規則について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第3、第21号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第21号議案 足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第21号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の10ページ、第21号議案の説明資料をごらん願います。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

改正理由は、関係条例施行規則の改正に伴いまして、本条例施行規則の規程を整備する必要があるためございます。

主な改正内容でございますが、報告書や通知書などにある性別表記を削除することと、「殿」の表記を「様」に改めることでございます。

新旧対照表は、11ページから12ページまで。別記様式13ページから26ページまでに添付しておりますので、ご確認願いたいと思います。

施行日は公布の日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第21号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第21号議案、足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について採決いたします

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第4、第22号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第22号議案 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第22号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 48ページをお開きいただきたいと思います。

件名・所管部課名については記載のとおりでございます。足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正されました。これに伴いまして、同条例施行規則の一部を改正するものでございます。

内容でございますけれども、1つ目といたしまして、「子」の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子等を加えるのが1つ。

2点目が、介護されるものの範囲を「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者」に統一するということ。

3点目が、介護を行う職員から所定の請求があった場合については、超過勤務を免除する規定を設けること。

4点目といたしまして、「介護時間」制度（無給）を設けるという内容でございます。

そのほか、規定の整備を行います。

施行日につきましては、公布の日から施行でございます。新旧対照表につきましては、49ページから63ページ。それから様式につきましては、35ページから45ページをごらんいただければと思います。

私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第22号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、

ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

よろしいですか。

(なし)

それでは、これより第22号議案 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第5、第23号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第5、第23号議案 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第23号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料66ページをお開きいただきたいと思います。足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正されたことに伴いまして、足立区の幼稚園教育職員の勤務手当に関する規則の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、まず、支給月数を年間で0.1引き上げるということ。

2点目が、勤勉手当の勤務時間における欠勤等の日数の算定に当たりまして、これまで病気休暇、介護休暇を規定してございましたけれども、これに加えまして、介護時間により勤務しない時間を加えるというのが2点目。

3点目が、職務に専念する義務を免除された場合、ついでには、今申し上げました(2)の規定を免除する、適応しないといった内容でございます。

施行年月日は、4月1日。

新旧対照表につきましては、67ページから69ページにございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の

審議に入れます。

第23号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、
ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第23号議案 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第6、第24号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第6、第24号議案 足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第24号議案について、鳥山子ども家庭部長から
説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 74ページをお開きいただきたいと思
います。

件名・所管部課名については記載のとおりでございます。
内容でございますけれども、幼稚園教育職員の住居手当、
これまで経過措置によりまして住居の種類の中で持家
という規定がございました。これが、経過措置が終了いた
しましたので、この部分を取り除くという内容でございます。

施行年月日につきましては、29年4月1日でございます。

様式につきましては、前の71ページにございますが、
ここに「持家」というのがあったのです。種類のちょうど
真ん中辺のところに「住宅の実情」というのがございます
けれども、そこの住宅の実情の種類というところに、これ
まで経過措置で「持家」というような項目があったところ
でございますけれども、これがなくなったということで様
式を変えたものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の
審議に入れます。

第24号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、
ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第24号議案 足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第7、第25号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第7、第25号議案 足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について。

以上。

○教育長 第25号議案については、事務局幹部職員の案件
でありますので、私から説明させていただきます。

お手元資料の75ページから79ページにあるとおり
発令する予定であります。

この中で特筆すべきは、75ページの下から2つ目ですね。子ども支援センターげんき所長付支援管理課長事務取扱を命ずるというところですね。支援管理課長、それからもう1つ下の英語教育推進担当を命ずるというのがありますけれども、これはいずれも兼務なのですけれども、これ2つは特別支援、それから英語教育というのは非常に目玉だということで、組織の編成がえをして、課長を直接置くことはできないのですけれども、係長ないし職員を具体的には統括指導主事ないし指導主事を充てるということで、学校との連携を強めるという組織がえを立てていただくというのが今回の目玉であります。他はそこに記載のとおりであります。

説明は以上です。

これより本案の審議に入れます。

第25号議案について、ご意見・ご質問がございましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第25号議案 足立区教育委員会事務局幹部職員の人事についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

本日の審議はこれで全て終了いたしました。

さて、皆様もご承知のとおり、小川清美委員が本日をもってご退任されることになりました。ここでご挨拶をいただきたいと思います。

小川委員よろしくお願ひいたします。

○小川委員 皆様、4年間どうもお世話になりました。ありがとうございました。

途中で教育委員会の組織が変わりまして、私は4年間のうち2年は前の組織、2年は新しくなった組織でこの仕事をさせていただいたわけです。足立区のことが分からず、初めはいろいろといろいろな方にお聞きしながら。ただ、私が受けたとき、前の青木教育長の時代でしたけれども、保育、幼児教育、つまり子ども家庭部がこの教育委員会に入るということで、「随分変わっているところだな」なんて思いながら、ここの教育委員という役をさせていただいたわけです。

どのくらい実際に足立区のためになったかは本当に私自身定かではないのですが、今年度、幼児教育のところでまとめさせていただいて、今後、このような進め方がやれていけたら、足立区の幼児教育のところがもっとしっかりとしたものになっていくのではないかという期待があります。

多くの方が皆様、変わりますよね。ただ、次の方にぜひ、どこが大事かということをお話をくださいまして、それでいい方向に、これは幼児教育だけではないですからも行けたらいいのかと考えています。

まだ私、厚労省のほうで保育関係のお仕事が続きました

りしますので、大きな国の方でどうしていくかということをやっていかなければいけないのでけれども、その中でこの足立区というのを心の中にとめていきたいなと思っています。

本当に皆様、ありがとうございました。4年間お世話になりました。

(一同、拍手)

○教育長 小川先生、本当にありがとうございました。

小川先生には、平成25年4月から4年間。今、お話になりましたように、新制度に変わった私は最初の教育長ですけれども、その前の2年とその後の2年ということで、旧制度の委員は小川先生が最後ということになりました。本当に、時代の流れの中でいろいろな変化がある中で、教育委員会を支えていってくださったと非常に感謝しております。

特にこれも小川先生からもありましたけれども、教育委員会の事務の点検と評価ということで、最後は幼児教育の部分について極めて重要なご示唆をたくさんいただきました。これを着実に私ども実行していきたいと思っておりますし、また新指導要領でも就学前までに身につけたい10のスキルというのが発表されて、ますますそういった知見をこれから私どもよく消化して具現化するということを求められていると思うのです。そういう中で、小川先生がご退任されるのは非常に残念ですけれども、これも先生からご発言ありました國のほうで力をということがございますけれども、ほかのところはいいのですけれども、足立区だけはぜひいろいろなご意見・ご示唆を引き続きいただければありがたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上であります。ありがとうございました。

以上をもちまして、本年第2回、足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時20分閉会

新
平成 29 年 第 2 回
足立区教育委員会臨時会

日 時 平成 29 年 3 月 31 日 金曜日 午後 3 時 開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第 1 第 19 号議案 足立区教育委員会プロポーザル選定委員会規則 1
日程第 2 第 20 号議案 足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 5
日程第 3 第 21 号議案 足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 8
日程第 4 第 22 号議案 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	... 2 7
日程第 5 第 23 号議案 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	... 6 4
日程第 6 第 24 号議案 足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	... 7 0
日程第 7 第 25 号議案 足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について	... 7 5

第19号議案

足立区教育委員会プロポーザル選定委員会規則

上記の議案を提出する。

平成29年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区教育委員会プロポーザル選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区プロポーザル選定委員会条例（平成29年足立区条例第10号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、足立区教育委員会プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(委員会の委員の構成)

第3条 条例第4条第1項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 区民 3人以内
- (3) 区職員 3人以内

2 委員に区職員を任命する場合、区職員の委員の数は、当該委員会の委員の総数の半数を超えてはならない。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(委員会設置の告示)

第4条 教育委員会は、条例第1条第2項の規定による告示をする場合においては、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 設置する委員会の名称

- (2) 委員会の設置目的
 - (3) 委員会を設置する期間
 - (4) 委員会の委員の構成
- (除斥)

第5条 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係がある事業者の選定については、その議事に加わることができない。

(会議録)

第6条 委員会は、会議録を作成し、これを保管しなければならない。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、プロポーザル方式による事業者の候補者の選定を行う業務等を所管する足立区教育委員会事務局組織規則（平成12年足立区教育委員会規則第4号）第2条に規定する部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

「足立区プロポーザル選定委員会条例」第9条の規定に基づき教育委員会の附属機関として設置する「足立区教育委員会プロポーザル選定委員会」に関し、関連規定を整備する必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 1 9 号 議 案 説 明 資 料

平成 29 年 3 月 31 日

件 名	足立区教育委員会プロポーザル選定委員会規則
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>プロポーザル方式による事業者の選定をより厳正かつ公平にするとともに、新基本構想の協創の理念に基づく区民参画を推進するため、「足立区プロポーザル選定委員会条例」第9条の規定に基づき教育委員会の附属機関として設置する「足立区教育委員会プロポーザル選定委員会」に関し、関連規定を整備する規則を下記のとおり制定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 制定規則 足立区教育委員会プロポーザル選定委員会規則（別紙）</p> <p>2 制定の理由 足立区教育委員会の附属機関として設置した「足立区教育委員会プロポーザル選定委員会」の組織及び運営に関する事項を規定し、プロポーザル方式による事業者の候補者の選定を適正に行うため。</p> <p>3 主な内容</p> <p>(1) 委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。なお、委員の任期は教育委員会が委嘱又は任命した日から候補者の選定が終了する日までである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 4人以内 ・区民 3人以内 ・区職員 3人以内 <p>(2) 委員会は会議録を作成し、保管しなければならない。</p> <p>(3) 委員会の庶務は学校教育部、または子ども家庭部において処理する。</p> <p>4 施行年月日 平成 29 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	本委員会の適切な運用を図り、プロポーザル方式による事業者の選定をより厳正かつ公平に行っていく。

（趣旨）

第1条 この規則は、足立区プロポーザル選定委員会条例（平成29年足立区条例第10号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、足立区教育委員会プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（委員会の委員の構成）

第3条 条例第4条第1項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 区民 3人以内
- (3) 区職員 3人以内

2 委員に区職員を任命する場合、区職員の委員の数は、当該委員会の委員の総数の半数を超えてはならない。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

（委員会設置の告示）

第4条 教育委員会は、条例第1条第2項の規定による告示をする場合においては、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 設置する委員会の名称
- (2) 委員会の設置目的
- (3) 委員会を設置する期間
- (4) 委員会の委員の構成

（除斥）

第5条 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係がある事業者の選定については、その議事に加わることができない。

（会議録）

第6条 委員会は、会議録を作成し、これを保管しなければならない。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、プロポーザル方式による事業者の候補者の選定を行う業務等を所管する足立区教育委員会事務局組織規則（平成12年足立区教育委員会規則第4号）第2条に規定する部において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第20号議案

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成29年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条表中「（社会教育委員に関することを除く。）」を削り、「文化財」の次に「の保護」を加える。

第4条表を次のように改める。

所属	教育機関
地域のちから推進部	地域文化課
	郷土博物館
	生涯学習センター
	地域学習センター
	こども未来創造館
	中央図書館

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

こども未来創造館の地域のちから推進部への移管に伴い、関連規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 29 年 3 月 31 日

件 名	足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部 教育政策課、子ども家庭部 青少年課
内 容	<p>1 改正理由 こども未来創造館の関連事務が子ども家庭部青少年課から地域のちから推進部地域文化課へ移管されるのに伴い、関連規定を整備する必要があるため。</p> <p>2 改正箇所 別紙・新旧対照表参照。</p> <p>3 改正理由・内容</p> <p>(1) 第2条の表中「社会教育に関すること（社会教育委員に関することを除く。）」を「社会教育に関すること。」に改め、学校施設利用券やこども未来創造館の社会教育関連事務その他、補助執行の対象とする事務の属性を広く例示する趣旨の概括的な記載に改める。</p> <p>(2) 足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成 23 年条例第 1 号）の第 1 条(2)において、「文化財の保護」に関することを除き、「文化」に関しては区長が管理し、及び執行するものとされていることと文言の整合性を図り、重複を避ける意味で、補助執行の対象とする事務は文化財「の保護」に関すること、と明確にする。</p> <p>(3) 教育機関に勤務する職員が補助執行に係わる事務の事案決定規程等につき区長部局の組織上の所属の規則を用いることを明確にした第 4 条の表について、教育機関には地教行法 31 条 2 項により職員が必置で、現在は職員が実際にいなくても記載が必要とのことであり、生涯学習センター、地域学習センター、こども未来創造館を追記する。</p> <p>4 施行年月日 平成 29 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

別紙

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則一部を改正する規則 新旧対照表(案)

改正前	改正後										
<p>○足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則</p> <p>(趣旨) 第1条 (省略) (補助執行) 第2条 (省略)</p>	<p>○足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則</p> <p>(趣旨) 第1条 (変更無し) (補助執行) 第2条 (省略)</p> <table border="1"> <tr> <td>地域学習活動にすること。 社会教育にすること。 生涯学習施設にすること。 文化財の保護にすること。 区立図書館にすること。</td><td>副区長 地域のちから推進部の職員 社会教育にすること。 生涯学習施設にすること。 文化財の保護にすること。 区立図書館にすること。</td></tr> </table> <p>第3条 (省略)</p> <p>(教育機関等の組織) 第4条 (省略)</p> <table border="1"> <tr> <td>所属</td><td>教育機関</td></tr> <tr> <td>地域のちから推進部 地域文化課</td><td>郷土博物館 中央図書館</td></tr> <tr> <td></td><td>生涯学習センター 地域学習センター こども未来創造館</td></tr> <tr> <td></td><td>中央図書館</td></tr> </table> <p>付則(平成29年月日教委規則第号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>	地域学習活動にすること。 社会教育にすること。 生涯学習施設にすること。 文化財の保護にすること。 区立図書館にすること。	副区長 地域のちから推進部の職員 社会教育にすること。 生涯学習施設にすること。 文化財の保護にすること。 区立図書館にすること。	所属	教育機関	地域のちから推進部 地域文化課	郷土博物館 中央図書館		生涯学習センター 地域学習センター こども未来創造館		中央図書館
地域学習活動にすること。 社会教育にすること。 生涯学習施設にすること。 文化財の保護にすること。 区立図書館にすること。	副区長 地域のちから推進部の職員 社会教育にすること。 生涯学習施設にすること。 文化財の保護にすること。 区立図書館にすること。										
所属	教育機関										
地域のちから推進部 地域文化課	郷土博物館 中央図書館										
	生涯学習センター 地域学習センター こども未来創造館										
	中央図書館										

第 21 号議案

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野司

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する施行規則（平成 14 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 25 号様式、別記第 26 号様式及び別記第 27 号様式中「男・女」を削る。

別記第 2 号様式及び別記第 18 号様式中「殿」を「様」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則別記第 1 号様式、別記第 2 号様式、別記第 18 号様式、別記第 25 号様式、別記第 26 号様式及び別記第 27 号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(提案理由)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律

第 111 号) 及び東京都人権施策推進指針の趣旨を踏まえ、様式を改定する必要があるので、この規則を提出いたします。

第 2 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 29 年 3 月 31 日

件 名	足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部 学務課
内 容	<p>1 改正の理由 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）及び東京都人権施策推進指針の趣旨を踏まえ、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部が改正された。</p> <p>ついては、足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（新旧対照表参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 別記第 1 号様式中 1 頁及び 5 頁、別記第 25 号様式、別記第 26 号様式、別記第 27 号様式中の性別表記を削除する。 (2) 別記第 2 号様式、別記第 18 号様式中の「殿」を「様」に改める。
今後の方針	施行年月日 公布の日から施行する。

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（抄）

改正前	改正後
第1条から第25条まで（略）	第1条から第25条まで（現行のとおり）
別表第1から別表第3まで（略）	別表第1から別表第3まで（現行のとおり）
別記第1号様式（第2条関係）1頁 <u>別紙1参照</u>	別記第1号様式（第2条関係）1頁 <u>別紙1-2参照</u>
別記第1号様式（第2条関係）2頁から4頁（略）	別記第1号様式（第2条関係）2頁から4頁（現行のとおり）
別記第1号様式（第2条関係）5頁 <u>別紙2参照</u>	別記第1号様式（第2条関係）5頁 <u>別紙2-2参照</u>
別記第2号様式（第3条関係）	別記第2号様式（第3条関係）
別記第2号様式（第3条関係）裏面（略） <u>別紙3参照</u>	別記第2号様式（第3条関係）裏面（現行のとおり） <u>別紙3-2参照</u>
別記第3号様式から別記第17号様式（略）	別記第3号様式から別記第17号様式（現行のとおり）
別記第18号様式（第11条関係）	別記第18号様式（第11条関係）
別記第25号様式（第21条関係） <u>別紙4参照</u>	別記第25号様式（第21条関係）

改正前	改正後
<u>別紙5 参照</u> 別記第25号様式（第21条関係）裏面（略）	<u>別紙5-2 参照</u> 別記第25号様式（第21条関係）裏面（現行のとおり）
<u>別紙6 参照</u> 別記第26号様式（第21条関係）	<u>別紙6-2 参照</u> 別記第26号様式（第21条関係）裏面（現行のとおり）
<u>別紙7 参照</u> 別記第27号様式（第21条関係）	<u>別紙7-2 参照</u> 別記第27号様式（第21条関係）裏面（現行のとおり）
	<p>付 則（平成29年 月 日教委規則第 号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則別記第1号様式、別記第2号様式、別記第18号様式、別記第25号様式、別記第26号様式及び別記第27号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができます。</p>

別記第1号様式(第2条関係)

公務災害発生報告書

(提出先) 足立区教育委員会

第 号
年 月 日

学校長 印

公務災害発生報告について

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

1

傷 病 者	所 属		採 用	年 月 日
			現 職 期 間	年 カ月
	職	ふりがな	日 常 の 健 康 状 態	
			日 常 の 勤 務 状 態	
	氏 名	年 月 日 生 男・女	平 素 の 職 務 内 容 (具 体 的 に)	

別記第1号様式(第2条関係)

公務災害発生報告書

(提出先) 足立区教育委員会

第 号
年 月 日

学校長 印

公務災害発生報告について

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

1

傷 病 者	所 属		採 用	年 月 日
			現 職 期 間	年 カ月
	職	ふりがな 年 月 日生	日常の健康状態	
			日常の勤務状態	
	氏 名		平素の職務内容 (具体的に)	

7 教育委員会の公務上と認める理由

8 災害が第三者の行為による場合

第三 者	氏 名	年 月 日 生	男・女	職業資産状況	
	住 所				
同 事 上 業 の 主	名 称				事業内容資産状況
	所 在 地				
	代 表 者				

事故発生の責任の度合(法令違反等の事実があれば具体的に記すこと。)

損害賠償請求について(示談交渉の経過、示談金等具体的に記すこと。示談書添付のこと。)

自動車損害賠償保障法について(保険会社名、証書記号番号、保険金請求の有無等を記すこと。)

学校長 氏名	(印)
--------	-----

7 教育委員会の公務上と認める理由

8 災害が第三者の行為による場合

第三 者	氏 名	年 月 日生	職業資産状況
	住 所		
司 事 上 業 の 主	名 称		事業内容資産状況
	所 在 地		
代 表 者			

事故発生の責任の度合(法令違反等の事実があれば具体的に記すこと。)

損害賠償請求について(示談交渉の経過、示談金等具体的に記すこと。示談書添付のこと。)

自動車損害賠償保障法について(保険会社名、証書記号番号、保険金請求の有無等を記すこと。)

学 校 長 氏 名	(印)
-----------	-----

(表面)

記 号 番 号

年 月 日

殿

足立区教育委員会

印

公務災害認定通知書

下記の災害については、公務上の災害と認定されましたので、足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第3条の規定に基づき通知します。

記

1 被 災 者 氏 名

2 傷 病 名

3 災害発生年月日 年 月 日

(表面)

記 号 番 号

年 月 日

様

足立区教育委員会

印

公務災害認定通知書

下記の災害については、公務上の災害と認定されましたので、足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第3条の規定に基づき通知します。

記

1 被 災 者 氏 名

2 傷 病 名

3 災害発生年月日 年 月 日

別紙4

別記第18号様式(第11条関係)

記 号 番 号
年 月 日殿

足立区教育委員会

印

年金たる補償の年金額改定通知書

下記のとおり改定されましたので、通知します。

記

受給権者の氏名		
年金証書の番号	第 号	
改定後の____補償年金額	円	
支給開始年月	年 月	
改定事由		

別紙4-2

別記第18号様式(第11条関係)

記 号 番 号
年 月 日

様

足立区教育委員会

印

年金たる補償の年金額改定通知書

下記のとおり改定されましたので、通知します。

記

受給権者の氏名	
年金証書の番号	第 号
改定後の____補償年金額	円
支給開始年月	年 月
改定事由	

傷病補償年金記録簿

別紙5

				災害補償記録簿番号	
受給権者職名 氏	(年月日生)	男・女	住所		
公傷認定番号	第号				
年金証書番号	第号				
負傷年月日 発病 療養開始後1年 6箇月の年月日	年月日 年月日 年月日	故意の犯罪行為等 による制限の有無 及び制限期間	有 無	年 年	月から 月まで
傷病等級 傷病名	級(年月日決定) 級(年月日決定) 級(年月日決定) 年月	年金の種類 (障害等級第 級)	年金額	年金証書の記号 番号	第号
支給開始年月	年月			支給開始年月	年月
障害の部位及びその状態 傷病補償年金額	年月から(補償基礎額)(倍数) (年月から歳) 年月から(年月から歳) 年月から(年月から歳) 年月から(年月から歳)	(年月から歳) × = 円 年月から(年月から歳) × = 円 年月から(年月から歳) × = 円 年月から(年月から歳) × = 円	(補償基礎額)(倍数) × = 円 (年月から歳) × = 円 (年月から歳) × = 円 (年月から歳) × = 円	所轄社会保険事務所等 備考	

備考 該当するものを○で囲むこと。

		災害補償記録簿番号	
受給権者職 氏名	(年月日生)	住所	
公傷認定番号	第号		
年金証書番号	第号		
負傷年月日	年月日	故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	年月から年月まで
発病 療養開始後1年 6箇月の年月日	年月日	有 無	
傷病等級	第級(年月日決定) 第級(年月日決定)	年金の種類 (障害等級第級)	条例付則第7条による調整關係
支給開始年月	年月	年金の年額	円
傷病名		年金証書の記号 番号	第号
障害の部位及びその状態		支給開始年月	年月
傷病補償年金の額	年月から歳)(補償基礎額)(倍数)×=円 年月から歳)×=円 年月から歳)×=円 年月から歳)×=円	年月から歳)(補償基礎額)(倍数)×=円 年月から歳)×=円 年月から歳)×=円 年月から歳)×=円	所轄社会保険事務所等 備考

備考 該当するものを○で囲むこと。

障害補償年金記録簿

別紙6

				災害補償記録簿番号	
受給権者職氏名 生年月日	(年月日生)	男・女	住所		
公傷認定番号	第 号				
年金証書番号	第 号				
傷病年月日	年月日	日			
治癒年月日	年月日	日			
障害等級	第 級(年月日決定)		故意の犯罪行為の有無 による制限の有無 及び制限期間	有 無	年月から 年月まで
支給開始年月	年月				
障害の部位及び程度					条例付則第7条による調整關係
障害補償年金の年額	(年月から年月)(補償基礎額)(倍数) × = 円	(年月から年月)(補償基礎額)(倍数) × = 円	支給開始年月	年金証書の記号番号	第 号
	(年月から年月)(年月から年月)(年月から年月) × = 円	(年月から年月)(年月から年月)(年月から年月) × = 円	所轄社会保険事務所等 備考		年月年月
	(年月から年月)(年月から年月)(年月から年月) × = 円	(年月から年月)(年月から年月)(年月から年月) × = 円			

備考 該当するものを○で囲むこと。

障害補償年金記録簿

別紙6-2

災害補償記録簿番号										
受給権者職氏名 生年月日										
公傷認定番号										
年金証書番号										
負傷年月日	発病年月日	年	月	日	年	月	日	故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	年から年まで	
負傷年月日	発病年月日	年	月	日	年	月	日	有無	年月まで	
障害等級	障害等級	第級	(年	月	日決定)	第級	(年	月	日決定)	条例付則第7条による調整関係
支給開始年月	障害の部位及び程度	第級(年	月	日決定)	年金の種類 (障害等級第級)	年金の年額	円	年金証書の記号番号	第号	
障害補償年金の年額	年月から(補償基礎額)(倍数) (年月から歳)×=円	年月から(補償基礎額)(倍数) (年月から歳)×=円	支給開始年月	年月	年月	所轄社会保険事務所等	備考	年月	年月	
	年月から(歳)×=円	年月から(歳)×=円	年月から(歳)×=円	年月から(歳)×=円	年月から(歳)×=円					
	(年月から歳)×=円	(年月から歳)×=円	(年月から歳)×=円	(年月から歳)×=円	(年月から歳)×=円					
	(年月から歳)×=円	(年月から歳)×=円	(年月から歳)×=円	(年月から歳)×=円	(年月から歳)×=円					

備考 該当するものを○で囲むこと。

別記第27号様式(第21条関係)

簿錄記償補護介

別記第27号様式(第21条関係)

別紙 7-2

第 22 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 8 項中「第 2 項から」を「第 3 項から」に、「第 4 項第 3 号及び第 4 号」を「第 5 項第 3 号から第 5 号まで」に改め、「規定する要介護者」の次に「（2 週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）」を加え、「第 2 項中」を「第 3 項中」に、「第 3 項中」を「第 4 項中」に、「第 8 項」を「第 9 項」に、「第 4 項中」を「第 5 項中」に、「第 2 項」を「第 3 項」に、「第 5 項中」を「第 6 項中」に、「第 6 項中」を「第 7 項中」に、「第 4 項各号」を「第 5 項各号」に、「第 4 項第 1 号及び第 2 号」を「第 5 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 7 項中」を「第 8 項中」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 4 項各号」を「第 5 項各号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項各号列記以外の部分中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項第 4 号中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、「第 1 項」を「第 2 項」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加え、同

項を同条第5項とする。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「に規定する」を「の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子（条例第11条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第30条第1項第6号及び第7号を除き、以下同じ。）の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして」に改め、同項第1号中「（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第11第1項の民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者は、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法

第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第8条の2の見出し中「又は」の次に「要介護者の」を加え、同条第6項に次の1号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第8条の2第10項中「第6項第3号」の次に「及び第4号」を、「除く。」は、「」の次に「条例第11条の2第2項及び」を、「又は条例第11条の3第1項」とあるのは「」の次に「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項又は」を加え、「ものとする。この場合において、「」及び「とが重複しなければならない」を削り、「ものとする」」を「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」」に改める。

第19条の見出しを「（妊娠症状対応休暇）」に改め、同条第1項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に、「妊娠初期（妊娠4月程度までの期間をいう。ただし、出産予定日以前の妊娠出産休暇を8週間与えられた女性職員にあっては、妊娠4月程度までの期間又は出産予定日から起算して10週間前の日から8週間前の前々日までの期間をいう。）」を「妊娠中」に改め、同条第2項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に、「1回に限り」を「2回まで」に、「引き続く」を「合計」に改め、同条第3項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。

第22条第1項中「達しない生児」を「達しない子」に、「が生児」を「が当該子」に改め、同条第2項中「1生児（」を「1人の子（」に、

「複数の生児」を「複数の子」に、「1生児と」を「1人の子と」に改め、「以下同じ。」を削り、同条第3項第1号及び第3号並びに第4項中「生児」を「子」に改める。

第29条の3第1項中「条例第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（各々が2週間以上にわたり同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下この条において同じ。）」を「要介護者」に改め、同条第2項中「日常生活を営むころに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第30条第1項中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第2項中「条例第18条第1項に規定する者の各々が2週間以上にわたり」を「職員の申請に基づき、要介護者の各々が」に、「連続する6月の期間内」を「3回を超える、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内」に改め、同条中第10項を第17項とし、第9項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 教育委員会は、介護休暇の申請について、条例第18条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第30条第8項を削り、同条第7項中「介護休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する」を「介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第6項を第13項とし、同条第5項中「4時間」の次に「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加え、同項を同条第12項とし、同条中第4項を第11項とし、同条第3項を削り、同条第2項の次に次の8項を加える。

- 3 前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を別記様式第9号に記入して行うものとする。
- 4 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申請があった場合には、当該申請による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申請の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第3項の規定による申請に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請（短縮の指定の申請に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を別記様式第9号に記入して、教育委員会に申請しなければならない。
- 6 教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申請があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申請に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、申請の期間又は第3項の申請に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申請があった場合の当該申請に係る末日までの期間（以下この項において「延長申請の期間」という。）の全期間にわたり第16項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申請の期間又は延長申請の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

9 教育委員会は、第3項の規定による申請に基づき第4項若しくは第7項の規定により指定された指定期間又は第5項の申請に基づき第6項若しくは第7項の規定により指定された指定期間が、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、これらの指定期間内で承認された介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続している場合には、第2項の規定にかかわらず、これらの指定期間を6月を超えない範囲内で延長して指定することができる。ただし、同一の要介護者について、既にこの項の規定により指定期間を延長して指定をした場合は、この限りでない。

(1) 指定期間の指定が3回に達する場合

(2) 指定期間が通算して6月に達する場合

10 第2項から第7項までの規定は、前項の規定により教育委員会が延長して指定する期間（以下「延伸期間」という。）について準用する。この場合において、第2項中「要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）」とあるのは「延伸期間」と、第3項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「初日及び末日」とあるのは「末日」と、第4項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「当該申請による期間の初日から末日までの期間（第7項において」とあるのは「第9項に規定する指定期間の末日の翌日から当該申請に係る末日までの期間（第10項において準用する第7項において」と、第5項中「第3項」とあるのは「第10項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「第7項」とあるのは「第10項において準用する第7項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「この項」とあるのは「第10項において準用するこの項」と、「次項」とあるのは「第10項

において準用する次項」と、第6項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日」とあるのは「第9項に規定する指定期間の末日の翌日」と、第7項中「第4項」とあるのは「第10項において準用する第4項」と、「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「第3項」とあるのは「第10項において準用する第3項」と、「この項」とあるのは「第10項において準用するこの項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「第5項」とあるのは「第10項において準用する第5項」と読み替えるものとする。

第30条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第30条の2 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）内において承認する。

- 2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
- 3 足立区職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第15条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 4 教育委員会は、介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第11号により行うものとする。

6 教育委員会は、介護時間の申請について、条例第18条の2第1項に定める場合に該当すると認めるとときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第10号により教育委員会に届け出なければならない。

第31条中「前条」を「前2条」に改める。

第32条の2第1項中「第30条」を「第30条の2」に改める。

別表第4備考に次のように加える。

3 子には、（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。

別記様式第4号及び第5号を次のように改める。

請求年月日

年 月 日

(承認権者)

殿

- 養育 深夜における勤務の制限
 次のとおり のため を請求します。
- 介護 超過勤務の制限
 (幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
 第11条の2 第11条の3)

請求者 所属
氏名

印

1 請求に係る子 又は要介護者	氏名			続柄等	
	生年月日	年 月 日 生	養子縁組 の効力が 生じた日		
□ 出産予定日 年 月 日					
2 職員の配偶者で 当該子の親である 者の有無及び 状況	□ 無 □ 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により 養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間） 又は産後8週間以内である。			
3 要介護者の状態 及び具体的な 介護の内容					
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日～年 月 日 □毎日 □その他（ ）			
	超過勤務の制限	年 月 日～ □ 1年 □ 月（12月に満たないものに限る）			

(注) 1 該当する□には、レ印を記入すること。

2 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が第8条の2第2項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実。）を記入すること。

3 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

4 「生年月日」欄は、請求に係る者が子である場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日を記入し、出生予定日の□にレ印を記入すること。

5 請求に係る子が養子の場合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。

6 「職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。

7 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。

8 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。

(日本工業規格A列4番)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

(承認権者)

殿

所 属

氏 名

印

 深夜における勤務の制限 子の養育

次のとおり

に係る

 超過勤務の制限 要介護者の介護

の状況について変更が生じたので、届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

 子が死亡した。 職員の子でなくなった。 離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除) 同居しなくなった。 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。

(理由 : _____)

(2) 介護の状況の変更

 要介護者が死亡した。 要介護者と職員との親族関係が消滅した。

(消滅の理由 : _____)

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

(注) 1について

(1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。

別記様式第9号及び第10号を次のように改める。

介護休暇承認申請書

所 属		職 層 名		氏 名	
-----	--	-------	--	-----	--

要介護者 に関する 事項	氏名	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	統柄	介護が必要となった時期	年 月 日
	年齢		

要介護者の状況及び具体的な介護の内容

指定期間等の申請・指定											
第1回 申請日（年 月 日）						第2回 申請日（年 月 日）					
申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	期間	申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	期間
年 月 日 から 年 月 日 まで					月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで					月 日
備考						備考					
第3回 申請日（年 月 日）						延伸期間 申請日（年 月 日）					
申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	期間	申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	期間
年 月 日 から 年 月 日 まで					月 日	〔年 月 日〕 から 年 月 日 まで					月 日
備考						備考					

指定期間等の延長・短縮											
第1回 申請日(年月日)						第2回 申請日(年月日)					
申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	延長・短縮 後の期間	申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	延長・短縮 後の期間
[年月日] から 年月日 まで					月 日	[年月日] から 年月日 まで					月 日
[年月日] から 年月日 まで					月 日	[年月日] から 年月日 まで					月 日
備考						備考					
第3回 申請日(年月日)						延伸期間 申請日(年月日)					
申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	延長・短縮 後の期間	申請の期間	承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理	延長・短縮 後の期間
[年月日] から 年月日 まで					月 日	[年月日] から 年月日 まで					月 日
[年月日] から 年月日 まで					月 日	[年月日] から 年月日 まで					月 日
備考						備考					

申請年月日	請求期間及び利用形態				承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理
申請の別								
年月日	請求期間	年月日から 年月日まで	請求日数	日				
□ 指定期間(第1回)内 □ 延伸期間内 □ 中途変更		利用形態	□ 毎日	□ 全日	(備考)			
	□ 每週 曜日		□ 時間単位					
	□ その他()	時 分～ 時 分						
年月日	請求期間	年月日から 年月日まで	請求日数	日				
□ 指定期間(第1回)内 □ 延伸期間内 □ 中途変更		利用形態	□ 每日	□ 全日	(備考)			
	□ 每週 曜日		□ 時間単位					
	□ その他()	時 分～ 時 分						
		時 分～ 時 分						

申請年月日	請求期間及び利用形態				承認 権者印	関与 者印	申請 者印	出勤簿 整理
申請の別								
年月日	請求期間	年月日から 年月日まで	請求日数	日				
<input type="checkbox"/> 指定期間(第回)内 <input type="checkbox"/> 延伸期間内 <input type="checkbox"/> 中途変更	利用形態	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 每週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時間単位 時 分～時 分 時 分～時 分	(備考)				
年月日	請求期間	年月日から 年月日まで	請求日数	日				
<input type="checkbox"/> 指定期間(第回)内 <input type="checkbox"/> 延伸期間内 <input type="checkbox"/> 中途変更	利用形態	<input type="checkbox"/> 每日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時間単位 時 分～時 分 時 分～時 分	(備考)				
年月日	請求期間	年月日から 年月日まで	請求日数	日				
<input type="checkbox"/> 指定期間(第回)内 <input type="checkbox"/> 延伸期間内 <input type="checkbox"/> 中途変更	利用形態	<input type="checkbox"/> 每日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時間単位 時 分～時 分 時 分～時 分	(備考)				
年月日	請求期間	年月日から 年月日まで	請求日数	日				
<input type="checkbox"/> 指定期間(第回)内 <input type="checkbox"/> 延伸期間内 <input type="checkbox"/> 中途変更	利用形態	<input type="checkbox"/> 每日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時間単位 時 分～時 分 時 分～時 分	(備考)				
年月日	請求期間	年月日から 年月日まで	請求日数	日				
<input type="checkbox"/> 指定期間(第回)内 <input type="checkbox"/> 延伸期間内 <input type="checkbox"/> 中途変更	利用形態	<input type="checkbox"/> 每日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時間単位 時 分～時 分 時 分～時 分	(備考)				

別記様式第10号（第30条及び第30条の2関係）

申 請 事 由 変 更 届

年 月 日

（承認権者）

殿

所 属

氏 名

印

□介護休暇

次のとおり に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

□介護時間

1 届出の事由

要介護者が死亡した。

要介護者が介護を要しない状態になった。

(内容)

要介護者との親族関係に変更があった。

(内容)

その他

(内容)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

承認権者確認	年 月 日	
介護休暇又は 介護時間取消し	年 月 日	

(日本工業規格A列4番)

別記様式第10号の次に次の1様式を加える。

介護時間承認申請書

要介護者に関する事項 連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで	氏名		職層名		氏名	
	統柄	同・別居	□毎日	午前 時 分～ 時 分	申請者印	承認の可否
	□同居	□必要となった時期 年 月 日	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	出勤簿 整理
要介護者の状態 及び具体的な介護の内容						
請求の期間		年 月 日		年 月 日		備考
年 月 日から 年 月 日まで	□毎日	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	
年 月 日から 年 月 日まで	□その他()	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	
年 月 日から 年 月 日まで	□毎日	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	
年 月 日から 年 月 日まで	□その他()	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	
年 月 日から 年 月 日まで	□毎日	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	
年 月 日から 年 月 日まで	□その他()	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	
年 月 日から 年 月 日まで	□毎日	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	
年 月 日から 年 月 日まで	□その他()	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	
年 月 日から 年 月 日まで	□毎日	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	
年 月 日から 年 月 日まで	□その他()	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	
年 月 日から 年 月 日まで	□毎日	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	
年 月 日から 年 月 日まで	□その他()	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	年 月 日	□承認 □不承認	

請求の期間		申請年月日		承認の可否		決裁		備考	
年	月	日	年	月	日	年	月	日	年
年	月	日から 日まで	□毎日	午前 時 分～	午後 時 分	年	月	日	□承認
年	月	日から 日まで	□その他()	午後 時 分～	午前 時 分	年	月	日	□不承認
年	月	日から 日まで	□毎日	午前 時 分～	午後 時 分	年	月	日	□承認
年	月	日から 日まで	□その他()	午後 時 分～	午前 時 分	年	月	日	□不承認
年	月	日から 日まで	□毎日	午前 時 分～	午後 時 分	年	月	日	□承認
年	月	日から 日まで	□その他()	午後 時 分～	午前 時 分	年	月	日	□不承認
年	月	日から 日まで	□毎日	午前 時 分～	午後 時 分	年	月	日	□承認
年	月	日から 日まで	□その他()	午後 時 分～	午前 時 分	年	月	日	□不承認
年	月	日から 日まで	□毎日	午前 時 分～	午後 時 分	年	月	日	□承認
年	月	日から 日まで	□その他()	午後 時 分～	午前 時 分	年	月	日	□不承認
年	月	日から 日まで	□毎日	午前 時 分～	午後 時 分	年	月	日	□承認
年	月	日から 日まで	□その他()	午後 時 分～	午前 時 分	年	月	日	□不承認
年	月	日から 日まで	□毎日	午前 時 分～	午後 時 分	年	月	日	□承認
年	月	日から 日まで	□その他()	午後 時 分～	午前 時 分	年	月	日	□不承認
年	月	日から 日まで	□毎日	午前 時 分～	午後 時 分	年	月	日	□承認
年	月	日から 日まで	□その他()	午後 時 分～	午前 時 分	年	月	日	□不承認
年	月	日から 日まで	□毎日	午前 時 分～	午後 時 分	年	月	日	□承認
年	月	日から 日まで	□その他()	午後 時 分～	午前 時 分	年	月	日	□不承認
年	月	日から 日まで	□毎日	午前 時 分～	午後 時 分	年	月	日	□承認
年	月	日から 日まで	□その他()	午後 時 分～	午前 時 分	年	月	日	□不承認
年	月	日から 日まで	□毎日	午前 時 分～	午後 時 分	年	月	日	□承認
年	月	日から 日まで	□その他()	午後 時 分～	午前 時 分	年	月	日	□不承認

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において、この規則による改正後の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条第1項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」とする。
- 3 改正後の規則第30条の規定は、施行日以後に同条第2項の規定により指定された指定期間に係る介護休暇について適用し、同日前にこの規則による改正前の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第30条第2項の規定による期間の承認を受けた者に係る介護休暇については、なお従前の例による。
- 4 平成29年1月1日（以下「基準日」という。）において改正前の規則第30条第2項に規定する連続する6月の期間中にある者又は基準日から施行日の前日までの間に同項に規定する連続する6月の期間の初日がある者から申出があった場合には、前項の規定にかかわらず、施行日以後において、2回を超せず、かつ、6月（改正前の規則第30条第2項に規定する連続する6月のうち、基準日前の期間にあっては全ての期間を含むものとし、基準日以後の期間にあっては同項の規定により承認された期間を含むものとする。）を限度として、必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。
- 5 前項の申出により承認された介護休暇が、同項に規定する限度に達した場合で、かつ、当該介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続

する場合は、当該介護休暇を承認された期間の末日に引き続き6月を限度として、更に必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。

- 6 この規則の施行の際、現に職員が条例第11条第2項に規定する要介護者（2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。）の介護をするため勤務しないことが相当であると認め、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）第2条第1項第7号に定める特別の事由がある場合として承認されている、介護に係る職員の職務専念義務の免除の承認における当該職務専念義務の免除に係る期間の初日は、改正後の規則第30条の2第1項に規定する介護時間取得の初日とみなす。
- 7 付則第3項、第4項又は第5項の規定により承認された介護休暇の期間中にある職員については、改正後の規則第30条の2の適用にあっては、同条第1項中「指定期間又は延伸期間と重複する期間」とあるのは、「足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年足立区教育委員会規則第 号）付則第3項、第4項又は第5項の規定により承認された介護休暇の期間と重複する期間」と読み替えるものとする。
- 8 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（提案理由）

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 2 号 議 案 説 明 資 料

平成29年3月31日

件 名	足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課
内 容	<p>1 改正の理由 「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」並びに「人事院規則」の改正に伴う条例の改正に伴い、足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が一部改正された。</p> <p>条例改正に伴い、関連規定についての一部改正を行う。</p> <p>また、幼稚園教育職員の家庭生活や仕事の両立を支援する観点から、つわり等妊娠に起因する諸障害がいのため、勤務に服することが困難な場合に付与する特別休暇である「妊娠初期休暇」について、取得可能な期間を現行の4か月程度から妊娠中の全期間に拡大する等とともに、名称を変更する。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 育児・介護休業法の改正に伴う休暇制度等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 育児を行う職員の深夜勤務の制限に係る「子」の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子等を加える。 ② 介護に関する休暇等制度について、介護される者の範囲を「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者」に統一する。 ③ 介護を行う職員から所定の請求があった場合、職務に支障がある場合を除き、当該要介護家族の介護を行う必要がある間、超過勤務を免除する規定を設ける。 ④ 連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる「介護時間」制度(無給)を設ける。 <p>(2) 妊娠初期休暇について 名称を「妊娠症状対応休暇」に変更する。</p> <p>3 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>4 新旧対照表 別紙のとおり</p>
今後の方針	

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第8条 <u>(新設)</u>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第8条 条例第11項の民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者は、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>2 条例第11項の職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)で当該子(条例第11条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。第30条第1項第6号及び第7号を除き、以下同じ。)の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p>

<p><u>2・3</u> (省略)</p> <p><u>4</u> 第2項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>5</u> 第3項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>(4)</u> 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</p> <p><u>(5)</u> 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において当該子を常態として養育することができるものとして第2項に定める者に該当することとなつた場合</p>	<p><u>6</u> 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第2項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であつたものとみなす。</p> <p><u>7</u> 前2項の場合において、職員は、遅滞なく第4項各号に掲げる事由が生じた旨を別記様式第5号により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p><u>8</u> 教育委員会は、第2項の請求又は前項の届出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。</p> <p><u>9</u> 第3項から前項までの規定(第4項第3号及び第4号を除く。)は、条例第11条第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第2項中「条例第11条第1項」とあるのは「条</p>
---	---	--

例第 11 条第 2 項において準用する同条第 1 項」と、第 3 項中「前項」とあるのは「第 8 項において準用する前項」と、第 4 項中「第 2 項」と、「次の各号」とあるのは「第 1 号及び第 2 号」と、同項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員との親族関係が消滅した」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第 5 項中「前項各号」とあるのは「第 8 項において準用する前項第 1 号及び第 2 号」と、「第 2 項」とあるのは「第 8 項において準用する第 2 項」と、第 6 項中「前 2 項」とあるのは「第 8 項において準用する前 2 項」と、「第 4 項各号」とあるのは「第 8 項において準用する第 1 号及び第 2 号」と、第 7 項中「第 2 項」とあるのは「次項における前項」と、「前項」とあるのは「次項における前項」と読み替えるものとする。

ついて準用する。この場合において、第 3 項中「条例第 11 条第 1 項」とあるのは「条例第 11 条第 2 項において準用する同条第 1 項」と、第 4 項中「前項」とあるのは「第 9 項において準用する前項」と、第 5 項中「第 3 項」とあるのは「第 9 項において準用する第 3 項」と、「次の各号」とあるのは「要介護者」とあるのは「第 1 号及び第 2 号」と、同項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員との親族関係が消滅した」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、「第 6 項中「前項各号」とあるのは「第 9 項において準用する前項第 1 号及び第 2 号」と、「第 3 項」とあるのは「第 9 項において準用する第 3 項」と、第 7 項中「前 2 項」とあるのは「第 9 項において準用する前 2 項」と、「第 5 項各号」とあるのは「第 9 項において準用する第 5 項第 1 号及び第 2 号」と、第 8 項中「第 3 項」とあるのは「次項における前項」と、「前項」とあるのは「次項における前項」と読み替えるものとする。

(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第 8 条の 2 条例第 11 条の 2 第 1 項又は条例第 11 条の 3 第 1 項の規定による超過勤務の制限を請求するときは、当該請求に係る 1 の期間について、その初日（以下「超過勤務制限開始日」という。）及び期間（1 年又は 1 年に満たない月を単位とする期間に限る。以下「超過勤務制限期間」という。）を明らかにして、超過勤務制限開始日の前日までに別記様式第 4 号により行うものとする。この場合において、条例第 11 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る期間と条例第 11 条の 3 第 1 項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2～5 (省略)

6 (省略)

(1)～(3) (省略)

2～5 (省略)

6 (省略)

(1)～(3) (省略)

<p>(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第8百17条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</p>	<p>7～9 (省略)</p> <p>10 前各項の規定(第6項第3号並びに第7項第1号及び第2号を除く。)は、条例第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、「ものとする。この場合において、条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ものとする」と、第2項中「条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「要介護者」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項及び第2号」と、</p>
---	---

用する第6項第1号及び第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「前項」と読み替えるものとする。

(妊娠初期休暇)

第19条 妊娠初期休暇は、妊娠初期（妊娠4月程度までの期間をいう。ただし、出産予定日以前の妊娠出産休暇を8週間与えられた女性職員について、妊娠4月程度までの期間又は出産予定日から起算して10週間前の日から8週間前の前々日までの期間をいう。）の女性職員が妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休養とし与える休暇とする。

- 2 妊娠初期休暇は、1回の妊娠について1回に限り、日を単位として引き続き7日以内で承認する。
- 3 妊娠初期休暇を請求するときは、医師の証明書等を示さなければならぬ。

(育児時間)

第22条 育児時間は、生後1年3月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。
2 育児時間は、正規の勤務時間において、1生児（1回の出産で産まれた複数の生児は、1生児とみなす。以下同じ。）について1日2回それぞれ45分間承認する。ただし、教育委員会の承認を受けた場合には、1日2回、1日を45分間通じて1時間30分を超えない範囲内で45分に15分を増減した時間を単位として利用できる。この場合において、1回の育児時間は30分を下回分を下回ることができない。

「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(妊娠症状対応休暇)

第19条 妊娠症状対応休暇は、妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休養とし与える休暇とする。

- 2 妊娠症状対応休暇は、1回の妊娠について2回まで、日を単位として計7日以内で承認する。
- 3 妊娠症状対応休暇を請求するときは、医師の証明書等を示さなければならない。

(育児時間)

第22条 育児時間は、生後1年3月に達しない子を育てる職員が当該子を育てるための休暇とする。
2 育児時間は、正規の勤務時間において、1人の子（1回の出産で産まれた複数の子は、1人の子とみなす。）について1日2回それぞれ45分間承認する。ただし、教育委員会の承認を受けた場合には、1日2回、1日を通じて1時間30分を超えない範囲内で45分に15分を増減した時間を単位として利用できる。この場合において、1回の育児時間は30分を下回ることができる。

3 (省略)	3 (省略) <ul style="list-style-type: none"> (1) 育児時間により育てようとする生児について、配偶者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合 (2) (省略) (3) 育児時間により育てようとする生児について、配偶者が常態として育てることができの場合 	4 第 2 項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が職員でない場合には、労働基準法第 67 条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1 日について 90 分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。	5 (省略)
3 (省略)	(短期の介護休暇)	第 29 条の 3 短期の介護休暇は、要介護者の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。	2 短期の介護休暇は、1 の年ににおいて、1 日を単位として、5 日（前項の要介護者が 2 人以上の場合は、10 日）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるとときは、1 時間を単位として承認することができる。
3 (省略)	(短期の介護休暇)	第 29 条の 3 短期の介護休暇は、条例第 18 条第 1 項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（各々が 2 週間以上にわたり同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下この条において同じ。）の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。	2 短期の介護休暇は、1 の年ににおいて、1 日を単位として、5 日（前項の日常生活を営むことに支障がある者が 2 人以上の場合は、10 日）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるとときは、1 時間を単位として承認することができる。
3 (省略)	(介護休暇)	第 30 条 条例第 18 条第 1 項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の	3・4 (省略)

各号に掲げる者であつて職員と同居しているもの（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）とする。	<p>各号に掲げる者であつて職員と同居しているもの（第1号から第3号までに掲げる者を除く。）とする。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>2 介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）は、<u>条例第18条第1項に規定する者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間を承認する。</u></p> <p>3 前項の規定による申請は、<u>指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を別記様式第9号に記入して行うものとする。</u></p> <p>4 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申請があつた場合には、<u>当該申請による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申請の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。</u></p> <p>5 職員は、第3項の規定による申請に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請（短縮の指定の申請に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を別記様式第9号に記入して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>6 教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申請があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申請に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。</p> <p>7 第4項又は前項の規定にかかるわらず、教育委員会は、それぞれ、申請の（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	--

<p><u>指定の申請があつた場合の当該申請に係る末日までの期間（以下この項において「延長申請の期間」という。）の全期間にわたり第16項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申請の期間又は延長申請の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。</u></p>
<p><u>8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、1月に満たない期間は、30日をもつて1月とする。</u></p>
<p><u>9 教育委員会は、第3項の規定による申請に基づき第4項若しくは第7項の規定により指定された指定期間又は第5項の申請に基づき第6項若しくは第7項の規定により指定された指定期間が、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、これらの指定期間内で承認された介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続している場合には、第2項の規定にかかるわらず、これらの指定期間を6月を超えない範囲内で延長して指定することができます。ただし、同一の要介護者について、既にこの項の規定により指定期間を延長して指定をした場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(1) <u>指定期間の指定が3回に達する場合</u> <u>(2) 指定期間が通算して6月に達する場合</u></p> <p><u>10 第2項から第7項までの規定は、前項の規定により教育委員会が延長して指定する期間（以下「延伸期間」という。）について準用する。この場合において、第2項中「要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）とあるのは「延伸期間」と、第3項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「初日及び末日」とあるのは「末日」と、第4項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定期間」</u></p>

とあるのは「延伸期間」と、「当該申請による期間の初日から末までの期間（第七項において）とあるのは「第9項に規定する指定期間の末日の翌日から当該申請に係る末までの期間（第10項において）と、当該申請に規定する第7項において」と、第5項中「第3項」とあるのは「第10項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「第7項」とあるのは「第10項において準用する第7項」と、「指定期間」であるのは「延伸期間」と、「この項」とあるのは「第10項において準用するこの項」と、「次項」とあるのは「第10項において準用する第7項」と、「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定期間」であるのは「延伸期間」と、「この項」とあるのは「第10項において準用する次項」と、「第6項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定された指定期間の初日」とあるのは「第10項において準用する指定期間の規定により指定された指定期間の初日」とあるのは「第9項に規定する指定期間の末日の翌日」と、第7項中「第4項」とあるのは「第10項において準用する第4項」と、「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「第3項」とあるのは「第10項において準用する第3項」と、「この項」とあるのは「第10項において準用するこの項」と、「指定期間」とあるのは「第5項」とあるのは「第10項において準用する第5項」と読み替えるものとする。	(削除)		
3 前項の規定により承認された介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続している場合は、当該介護休暇の期間（以下「当初期間」という。）の初日から6月後以降の1年6月間に限り、連続する6月の期間内（連続する6月の期間の末日が当初期間の初日から起算して2年を経過する日を超える場合には、2年を経過する日までを限度とする。）において必要と認められる期間の介護休暇を再度承認することができる。ただし、同一の被介護者について、既にこの項の規定により介護休暇を承認した場合は、承認しない。		11 (省略)	
4 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおける時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおける時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおける時間	12 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおける時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおける時間		

て、1日を通じ4時間を限度として利用することができます。ただし、当該日の他の休暇、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

6 (省略)

7 教育委員会は、介護休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。
8 教育委員会は、職務に重大な支障が生じた場合には、既に承認した介護休暇（当該支障が生じた日以後の期間に係るものに限る。）を取り消すことができる。

9 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第9号により行うものとする。

(新設)

て、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

13 (省略)

14 教育委員会は、介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるとときは、証明書等の提出を求めることができる。

(削除)

15 介護休暇の申請は、これをを利用する日の前日までに別記様式第9号により行うものとする。

16 教育委員会は、介護休暇の申請について、条例第18条第1項に定める場合に該当すると認めるとときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

17 (省略)

(新設)

第30条の2 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）内において承認する。

2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2

	<p><u>時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>3 足立区職員の育児休業等に関する条例（平成4年足立区条例第2号）</p> <p>第15条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>
4	<p><u>教育委員会は、介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができ。</u></p>
5	<p><u>介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第11号により行うものとする。</u></p>
6	<p><u>教育委員会は、介護時間の申請について、条例第18条の2第1項に定める場合に該当すると認めるとときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</u></p>
7	<p><u>職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第10号により教育委員会に届け出なければならない。</u></p>
	<p>(期間計算)</p> <p>第31条 第16条、第18条、第19条、第24条から第26条まで及び前条の規定による休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。</p>
	<p>(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)</p> <p>第32条の2 第16条、第18条、第30条から第20条まで、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うとする。任期の更新をしたときも、同様とする。</p>

付 則

(施行期日)
(経過措置)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間は、この規則による改正後の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条第1項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」と、「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、別表第4の備考3中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者」とする。
- 3 改正後の規則第30条の規定は、施行日以後に同条第2項の規定により指定された指定期間に係る介護休暇について適用し、同日前にこの規則による改正前の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第30条第2項の規定による期間の承認を受けた者に係る介護休暇については、なお従前の例による。
- 4 平成29年1月1日（以下「基準日」という。）において改正前の規則第30条第2項に規定する連続する6月の期間中にある者又は基準日から施行日の前日までの間に同項に規定する連続する6月の期間の初日がある者から申出があった場合には、前項の規定にかかわらず、施行日以後において、2回を超えず、かつ、6月（改正前の規則第30条第2項に規定する連続する6月のうち、基準日前の期間にあつては全ての期間を含むも

- のとし、基準日以後の期間にあっては同項の規定により承認された期間を含むものとする。）を限度として、必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。
- 5 前項の申出により承認された介護休暇が、同項に規定する限度に達した場合で、かつ、当該介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続する場合は、当該介護休暇を承認された期間の末日に引き続き 6 月を限度として、更に必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。
- 6 この規則の施行の際、現に職員が条例第 11 条第 2 項に規定する要介護者（2 週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。）の介護をするため勤務しないことが相当であると認め、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号）第 2 条第 1 項第 7 号に定める特別の事由がある場合として承認されている、介護に係る職員の職務専念義務の免除の承認における当該職務専念義務の免除に係る期間の初日は、改正後の規則第 30 条の 2 第 1 項に規定する介護時間取得の初日とみなす。
- 7 付則第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定により承認された介護休暇の期間中にある職員については、改正後の規則第 30 条の 2 の適用にあつては、同条第 1 項中「指定期間又は延伸期間と重複する期間」とあるのは、「足立区幼稚園教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 29 年足立区教育委員会規則第 3 号）付則第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定により承認された介護休暇の期間と重複する期間」と読み替えるものとする。
- 8 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができます。
- （施行前の準備）
- 9 改正後の規則第 30 条第 3 項の規定による指定期間の指定の申請、同条第 15 項の規定による介護休暇の申請及び改正後の規則第 30 条の 2 第 5

項の規定による介護時間の申請は、施行日前においても行うことができる。

別表第4 (第25条関係)

配偶者	親族		日数
	配偶者	親族	
血族	1 親等の直系尊属（父母）	10日	10日
	同直系卑属（子）	10日	10日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	7日	7日
	同直系卑属（孫）	5日	5日
	同傍系者（兄弟姉妹）	5日	5日
	3 親等の直系尊属（曾祖父母）	5日	5日
	同傍系尊属（伯叔父母）	5日	5日
	同傍系卑属（甥姪）	3日	3日
	4 親等の傍系者（従兄弟姉妹に限る。）	1日	1日
姻族	1 親等の直系尊属	5日	5日
	同直系卑属	5日	5日
	2 親等の直系尊属	3日	3日
	同直系卑属	2日	2日
	同傍系者	2日	2日
	3 親等の直系尊属	1日	1日
	同傍系尊属	1日	1日
	同傍系卑属	1日	1日

備考

1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。

2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は別表第4（第25条関係）

別表第4 (第25条関係)

配偶者	親族		日数
	配偶者	親族	
血族	1 親等の直系尊属（父母）	10日	10日
	同直系卑属（子）	10日	10日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	7日	7日
	同直系卑属（孫）	5日	5日
	同傍系者（兄弟姉妹）	5日	5日
	3 親等の直系尊属（曾祖父母）	5日	5日
	同傍系尊属（伯叔父母）	5日	5日
	同傍系卑属（甥姪）	3日	3日
	4 親等の傍系者（従兄弟姉妹に限る。）	1日	1日
姻族	1 親等の直系尊属	5日	5日
	同直系卑属	5日	5日
	2 親等の直系尊属	3日	3日
	同直系卑属	2日	2日
	同傍系者	2日	2日
	3 親等の直系尊属	1日	1日
	同傍系尊属	1日	1日
	同傍系卑属	1日	1日

備考

1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。

2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は別表第4（第25条関係）

1 親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。

1 親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。

3 子には、（民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。）

第23号議案

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成29年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年足立区教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

第5条第1項第6号中「期間」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である場合を除く。）」を加え、同条第5項中「病気休暇若しくは介護休暇」を「病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）」に改め、「規定する部分休業」の次に「（以下「部分休業」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の

時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を 7 時間 45 分をもって 1 日として換算した日及び 1 日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が 30 日を超えない場合は、適用しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号）第 2 条第 1 項第 7 号に規定する特別の事由のある場合（足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年足立区条例第 59 号）第 18 条第 1 項に規定する日常生活を営むことに支障があるものの介護をするときに限る。）に該当することにより、足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 49 年足立区条例第 40 号）第 2 条の規定による職務に専念する義務の免除をされたことによる勤務しない時間については、この規則による改正後の足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第 5 条第 5 項の規定は、適用しない。

(提案理由)

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 29 年 3 月 31 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課
内 容	<p>1 改正の理由 特別区人事委員会勧告の主旨に沿った職員の給与改定実施に伴い、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正された。 条例改正に伴い、関連規定についての一部改正を行う。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 条例改正に合わせ、支給月数を年間で0.1引き上げとなるよう改正を行う。</p> <p>(2) 勤勉手当の勤務時間における欠勤等日数の算定に当たり、介護時間により勤務しない時間を加える旨の改正を行う。 また、介護時間又は部分休業により勤務しない時間について、7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、欠勤等日数として算定しないこととする旨を定める。</p> <p>(3) 職務に専念する義務を免除されたこと（日常生活を営むことに支障がある者の介護をすることを事由とするものに限る。）により勤務しない時間がある場合の欠勤等日数の算定について、改正後の第5条第5項の規定は適用しない。</p> <p>3 施行年月日 平成29年4月1日</p> <p>4 新旧対照表 別紙のとおり</p>
今後の方針	

足立区幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 前	改 正 案
(支給割合) 第4条 第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合とする。	(支給割合) 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合とする。
(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の95</u> （条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の115</u> ） (2) 再任用職員 <u>100分の45</u> （条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の55</u> ）	(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の90</u> （条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の110</u> ） (2) 再任用職員 <u>100分の42.5</u> （条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の52.5</u> ）
2・3 (省略)	2・3 (省略) (欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第14号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号に掲げる期間にあっては3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。

- (1) ~ (5) (省略)
- (6) 育児休業中の職員として在職した期間（当該育児休業の承認に

係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である場合を除く。）

(7) ~ (17) (省略)

(7) ~ (17) (省略)

2~4 (省略)

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けているものに限る。)、病気休暇若しくは介護休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるとところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 (省略)

2~4 (省略)

5 前3項に定めるものはか、第1項の欠勤等の算定に当たつては、1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 (省略)

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもつて1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもつて1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもつて1日として換算した日及び1日未満

の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が 30 日を超えない場合
は、適用しない。

付 規則

(施行期日)

(経過措置)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）第2条第1項第7号に規定する特別の事由のある場合（足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年足立区条例第59号）第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者の介護をするとき有限る。）に該当することにより、足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和49年足立区条例第40号）第2条の規定による職務に専念する義務の免除をされたことによる勤務しない時間については、改正後の第5条第5項の規定は適用しない。

第 24 号議案

足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する
規則

足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成 12 年足立区教
育委員会規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

住 居 届

年 月 日届出

(提出先) 足立区長	所 属	職員番号				届出事由		
		氏 名				<input type="checkbox"/> 新規届出 <input type="checkbox"/> 住居異動 <input type="checkbox"/> 世帯主の変更 <input type="checkbox"/> 収入の変動 <input type="checkbox"/> その他		
住居手当に関する規則第3条の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。 (証明書 通添付)								
住 所								
世帯主氏名				あなたとの続柄()				
住宅の実情	種類 名義	職 員 住 宅 民 間 そ の 他	・ 社 宅 等 ア パ ト 等 ()	家賃負担状況		契約状況		
	自己(共有)			月額 円 <input type="checkbox"/> 住宅使用料のみ		契約期間 年 月 日から 年 月 日まで		
	他 人			<input type="checkbox"/> 光熱水費を含む <input type="checkbox"/> 賄費を含む		共同名義人が <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない 氏名()		
世帯の構成状況	氏 名	続柄	生年月日	同居・別居の別	職業等	勤務先	年 収	備 考
		本人	..	同・別				
			..	同・別				
			..	同・別				
			..	同・別				
			..	同・別				
所属	園 長	副園長	給与担当	係 長	担 当	<input type="checkbox"/> 第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第1項第2号 () 上記のとおり確認する。 年 月 日 子ども家庭部子ども政策課長 印		
年 月 日受理				年 月 から支給				
1 それぞれの該当欄にレ若しくは○を入れるか、又は該当の条項を○で囲むこと。 2 住宅の実情に応じて、それぞれ該当する箇所に記入すること。 3 太線の枠内のみ記入すること。 4 「住所」欄には、町名、街区符号(○丁目○番等)のみならず、住居番号等(○棟、○号室、○荘、○様方等)もできるだけくわしく記入すること。 5 「世帯の構成状況」欄には、同居・別居にかかわらず、生計を一にする者はすべて記入すること。 6 「世帯の構成状況」欄には、住民票上の同一世帯か否かではなく、同一の住宅に居住する者はすべて記入すること。 7 「住宅の実情」欄中「職員住宅・社宅等」とは、国・都・区・民間等を問わず、すべての勤務先が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設をいう。 8 特殊な事情については、子ども政策課管理係に問い合わせるか、又は裏面余白に説明を加えること。 9 収入世帯主及び名義世帯主に該当する者は、世帯員の収入状況に異動があった場合、速やかに子ども政策課管理係に連絡すること。 10 事実の生じた日から15日以内に子ども政策課管理係にまで提出すること。								

住居届添付書類

提出書類	住民票上の世帯主かつ、賃貸名義が本人（共有名義含む）の場合	左記以外の場合 (収入世帯主の場合)
住民票または住民票記載事項証明書（※） (世帯全員の記載があり、続柄記載のもの)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
賃貸借契約書（住所、貸主、借主、契約期間、家賃額が確認できる写し）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
世帯員全員の収入証明（次のいずれかひとつ） ・源泉徴収票・確定申告書の控え ・公的年金の支払通知書 ・課税証明書（総収入金額記載のもの） ※職員本人の収入証明書は必要ありません。		<input type="radio"/>
申立書（指定様式）		<input type="radio"/>

【注】添付書類がすぐに揃わない場合は、住居届の余白に「添付書類後日送付」と記載して提出してください。

（※）《承諾書》※区内在住職員で住民票の添付の省略を希望する方のみ記入

私は、足立区住民検索オンラインシステムによる本件届出内容の確認を承諾します。については、住民票の添付を省略します。

氏名

印

管理係確認日	
--------	--

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

幼稚園教育職員の住居手当の経過措置の終了に伴い、様式を変更する
必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 29 年 3 月 31 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課
内 容	<p>1 改正の理由 幼稚園教育職員の住居手当の経過措置の終了に伴い、様式についての一部改正を行う。</p> <p>2 施行年月日 平成 29 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

第 25 号議案

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について
上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野司

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について
足立区教育委員会事務局幹部職員の人事を下記のとおり発令する。

記

1 発令年月日 平成 29 年 4 月 1 日

(部長級)

氏名 荒井 広幸

職層名 参事

発令内容 学校教育部参事を命ずる

学校教育部教育政策課長[統括課長]事務取扱を命ずる

氏名 上遠野 葉子

職層名 参事

発令内容 子ども家庭部こども支援センターげんき所長を命ずる

子ども家庭部こども支援センターげんき所長付支援管理課長事務取扱を命ずる

(統括課長)

氏名 森 太一

職層名 副参事

発令内容 学校教育部学力定着対策室長付副参事(英語教育推進担当)兼務を命ずる

氏　名　　松　野　美　幸
職　層　名　副参事
発令内容　　子ども家庭部子ども政策課長〔統括課長〕を命ずる

(課長級)

氏　名　　五十嵐　　隆
職　層　名　副参事
発令内容　　学校教育部副参事（学校適正配置担当）を命ずる

氏　名　　小　坂　裕　紀
職　層　名　副参事
発令内容　　学校教育部教育指導課長を命ずる

氏　名　　渡　辺　隆　史
職　層　名　副参事
発令内容　　学校教育部学校施設課長を命ずる

氏　名　　臺　　富士夫
職　層　名　副参事
発令内容　　学校教育部副参事（学校改築担当）を命ずる

氏　名　　小　室　　晃
職　層　名　副参事
発令内容　　学校教育部学力定着対策室長付就学前教育推進課長を
命ずる
　　　　　　子ども家庭部副参事（子ども施設指導・支援担当）兼
務を命ずる

氏　名　　田　巻　正　義
職　層　名　副参事
発令内容　　子ども家庭部子ども施設整備課長を命ずる
　　　　　　子ども家庭部副参事（待機児ゼロ対策担当）兼務を命ずる

氏　名　　近　藤　博　昭
職　層　名　副参事
発令内容　　子ども家庭部こども支援センターげんき所長付教育相談課長を命ずる

2 発令年月日　平成29年3月31日

(部長級)

氏　名　　上遠野　葉　子
職　層　名　参　事
発令内容　　子ども家庭部参事を免ずる
　　　　　　子ども家庭部子ども政策課長〔統括課長〕事務取扱を解く

氏　名　　今　井　伸　幸
職　層　名　参　事
発令内容　　子ども家庭部こども支援センターげんき所長を免ずる
　　　　　　子ども家庭部こども支援センターげんき所長付支援管理課長事務取扱を解く

(統括課長)

氏　名　　杉　岡　淳　子

職層名 副参事
発令内容 学校教育部教育政策課長〔統括課長〕を免ずる

氏名 太田 照生
職層名 副参事
発令内容 学校教育部副参事（学校適正配置担当）〔統括課長〕を免ずる

氏名 稲本 望
職層名 副参事
発令内容 学校教育部学校施設課長〔統括課長〕を免ずる

氏名 松野 美幸
職層名 副参事
発令内容 子ども家庭部子ども施設整備課長〔統括課長〕を免ずる
子ども家庭部副参事（待機児ゼロ対策担当）兼務を解く

(課長級)

氏名 浮津 健史
職層名 副参事
発令内容 学校教育部教育指導課長を免ずる

氏名 山田 美砂緒
職層名 副参事
発令内容 学校教育部副参事（学校改築）を免ずる

氏名 渡辺 隆史

職層名 副参事
発令内容 学校教育部副参事（学校改築）を免ずる

氏名 飯塚尚美
職層名 副参事
発令内容 学校教育部学力定着対策室長付就学前教育推進課長を
免ずる

氏名 西野知之
職層名 副参事
発令内容 子ども家庭部こども支援センターげんき所長付教育相
談課長を免ずる

(提案理由)

平成29年4月1日付の区長部局の人事異動等に伴い、教育委員会事務局幹部職員の人事異動を行う必要があるので、この案を提出いたします。